

## この本の効果的な使い方

この『演習問題集』は、『予習シリーズ』の各回にあわせてつくられています。問題に取り組むことにより、各回の学習がどの程度身についたかを確認することができます。また、記述問題に取り組むことにより、いろいろなことから、さまざまな方向から考える力が養われます。

### ① 各回のページ構成

練習問題……各回の学習で必ず身につけておきたいことが出題されています。力試しのつもりで取り組みましょう。

考えてみよう……基本編は、用語の意味やできごとの理由などについて、短文で答える問題です。発展編は、写真やグラフ・表などを参考にしながら、理由・問題点や自分の意見などを答える問題です。必ず自分で考えて、自分なりの答えを書いてみましょう。『予習シリーズ』をよく読めば解答が導けるものや、さらに発展させた内容が問われているものまで、さまざまです。中学受験の記述問題対策としても、活用できます。

### ② 総合

練習問題……原則として、3～4回分の学習内容が総合の範囲となっています。

### ③ 解答・解説の活用を

問題を解いてみたら、できなかった問題を中心に、もう一度見直しをしましょう。「解答・解説」には、学習のヒントや大切なことがらが多くついています。必ず目を通して、理解を深めておきましょう。

# 目次

---

第1回	日本国憲法 <small>ひんぽう</small> の三大原則	4
第2回	国会のはたらき	8
第3回	内閣 <small>ないかく</small> と裁判所 <small>さいばんしょ</small>	12
第4回	地方自治と財政	16
第5回	総合	20
第6回	ともに生きる社会に	24
第7回	わたしたちのくらしと経済 <small>けいぎ</small>	28
第8回	せまくなる地球	32
第9回	総合	36
第10回	世界のすがた	40
第11回	国際連合と平和	44
第12回	なくなる国際紛争 <small>こくさいはんそう</small>	48
第13回	結びつく世界と日本	52
第14回	総合	56
第15回	循環型社会 <small>じゅんかんがた</small> と世界遺産 <small>いりきん</small>	60
第16回	地球からのSOS <small>エス・エス・エス</small>	64
第17回	現代の日本と世界	68
第18回	総合	72
	解答・解説	77

---

練習問題

解答は78ページ

次の文を読んで、後の問いに答えなさい。

日本国憲法は国の  であり、憲法に反する法律や処分は許されません。しかし、①日本国憲法が公布されてから60年以上が経過し、「現代の日本社会の実態と、ずれが生じてしまっている」という声が聞かれるようになりました。また、国会では憲法調査会が設けられ、2005年には憲法のあり方について報告書が出されました。その後、憲法改正や、その手続きについての検討も行われるようになっていきます。

第二次世界大戦後、 宣言に基づいて、憲法の改正を求められた日本は、連合国軍総司令部の原案をもとに現在の憲法を定めました。民主的な日本国憲法は、②国民主権、③基本的人権の尊重、④平和主義という三大原則を掲げ、この基本原則を否定する意見は現在でもほとんど聞かれません。

国民の多くが日本国憲法の内容をさらに深く理解し、その上で憲法のあり方について、さらに議論を深めていくことが求められています。将来、選挙権をもつみなさんも、日本国憲法についてしっかりと学習しておいてください。そして、主権者として自分の考えをきちんと投票に結びつけられるようになってください。⑤民主主義を守るためにも、主権者一人ひとりが政治に参加することが大切なのです。

問1  にあてはまることばを漢字4字で答えなさい。

問2  にあてはまることばをカタカナで答えなさい。

問3 下線①について、次の問いに答えなさい。

- 公布された年月日を答えなさい。また、公布後、何か月後に施行されましたか。
- 現在、公布された日と施行された日は、それぞれ何という国民の祝日になっていますか。

問4 下線②について、次の問いに答えなさい。

- 大日本帝国憲法のもとの主権者はだれでしたか。
- 次の文は日本国憲法の前文の一部です。 ・  にあてはまることばをそれぞれ答えなさい。

……そもそも国政は、 の厳粛な信託によるものであって、その権威は に由来し、その権力は の がこれを行行使し、その福利は がこれを享受する。

- 選挙権や被選挙権が含まれる権利の名を漢字3字で答えなさい。

問5 下線③について、次の問いに答えなさい。

1 自由権について述べた文として正しくないものを次から選んで、記号で答えなさい。

- ア 経済の自由の中には職業選択の自由が含まれ、自分の好きな職業を選ぶことができるため、必ずしも親の仕事をつぐ必要はありません。
- イ 表現の自由を保障することは、国民の基本的な人権や民主主義を守ることにつながるため、自分の考えであれば、どのような内容でも発表できることになっています。
- ウ 国民には身体の自由が保障され、本人の意思に反して奴隷のように扱われたり、強制的に働かされたりすることは禁止されています。
- エ 精神の自由の中には信教の自由が含まれ、どのような宗教を信じて、また信じなくてもよいとされています。

2 社会権について述べた次の文に関係の深いことばをそれぞれ下から選んで、記号で答えなさい。

- I 使用者と対等な立場で交渉できるよう、労働者には労働組合をつくる権利があります。
- II すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有します。

ア 勤労権                      イ 団結権                      ウ プライバシー                      エ 生存権

3 主権者である国民は、政治について判断できるように、国などがもっている情報を開示するように求めることができます。この権利を何といいますか。また、この権利を保障するために制定された法律の名を答えなさい。

4 基本的人権は最大限尊重されなければなりません、制限される場合もあります。このことについて述べた文として正しいものを次から選んで、記号で答えなさい。

- ア 罪を犯した疑いのある人は、法律で定められた手続きのもとで逮捕されます。
- イ 国の政治を安定して行うため、極端に政府を批判する報道を取りしめることができます。
- ウ 空港など、公共施設の建設のためには、補償なしで立ち退きを求められます。

問6 下線④について、憲法の条文に規定されている平和主義について述べた文として正しいものを次から選んで、記号で答えなさい。

- ア 国を守るための最低限の戦力をもつ自衛隊の創設は認められています。
- イ 正式に宣戦すれば、他国と戦争を行う権利である交戦権は認められています。
- ウ 相手国をおどすためにミサイルなどの武力を使うことは、永久に放棄しています。

問7 下線⑤のルールについて、次の文の  にあてはまることばを漢字3字で答えなさい。

民主主義では、十分な議論をつくしたうえで、最終的には採決を行い、 で結論を出します。しかし、少数意見を尊重しないと「数の暴力」になるおそれがあります。

## 考えてみよう

解答は78ページ

### 基本

- 1 大日本帝国憲法のもとで主権者であった天皇の地位は、日本国憲法のもとではどのように定められていますか。
- 2 日本国憲法の第9条に定められている平和主義の内容を簡単に説明しなさい。
- 3 日本国憲法の第11条と第97条には、基本的人権がどのようなものであると定められていますか。
- 4 日本国憲法の第25条によると、生存権とはどのような権利のことですか。

## 発展

- 1 右の写真は、国の役所を訪れて、情報公開の続きをする人々です。国の情報を公開する法律ができたのは、国民の知る権利を保障するためです。知る権利はなぜ大切なのですか。国民主権に関連づけて説明しなさい。



- 2 右の写真は、PKO（国連平和維持活動）に参加するため、カンボジアに出発する自衛隊です。日本国憲法には、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と定められています。しかし、現実には自衛隊が存在し、日本が侵略を受けた場合は、アメリカ軍と協力して日本を守ることになっています。自衛隊の存在に対する政府の主張と反対意見について、それぞれ説明しなさい。



- 3 右の写真は、景観と建物の高さをめぐって、住民と業者が争ったマンションです。住民は高い建築物によって街の景観が損なわれると主張し、業者は建設の許可を取って建てたので制約は受けないと主張しています。このように、権利と権利がぶつかった場合にはどのようにすればよいですか。



## 練習問題 [4ページ]

- 問1 最高法規 問2 ポツダム  
 問3 1 1946年11月3日・6か月  
 2 公布 文化の日 施行 憲法記念日  
 問4 1 天皇 2 C 国民 D 代表者  
 3 参政権  
 問5 1 イ  
 2 I イ II エ  
 3 権利 知る権利 法律 情報公開法  
 4 ア  
 問6 ウ 問7 多数決

## 解説

- 問1 憲法第98条に規定されています。  
 問3 日本国憲法は、大日本帝国憲法を改正する形で、帝国議会で審議されました。1946年4月に行われた戦後初の総選挙で当選した女性の衆議院議員も、審議に参加しました。  
 問4 2 国民主権の精神を表したものとして、リンカーンの「人民の、人民による、人民のための政治」ということばがあります。問題に示した前文の部分がこのことばの内容に重なります。  
 3 国民は、国会議員の選挙で投票したり立候補したりできます。投票する権利を選挙権、立候補する権利を被選挙権とよび、ともに参政権に含まれます。  
 問5 1 政治的な意見を自由に発表できることは、民主主義を守るうえでとても大切な権利です。しかし、自分の考えだからといって、ほかの人のプライバシーや名誉を傷つける発言は許されません。  
 2 プライバシーの権利は、他人に知られたくない個人の秘密を守る権利です。情報化社会の発達の中、国や地方公共団体（都道府県・市町村）がもつ個人情報に誤りがあれば訂正させるといった、個人の情報を自分で管理することもプラ

イバシーの権利として考えられるようになりました。

- 4 イ 第二次世界大戦中、政府による情報の操作や宣伝により、国民が真実から遠ざけられました。この反省から、新聞社・テレビ局・出版社などのマスメディアによる報道の自由を守り、国民が行政に対して情報を得る権利（知る権利）を主張するようになりました。

- 問7 民主主義では、最終的には多数決でものごとを決定していきます。しかし、はじめから少数意見を無視して採決が行われると、「数の暴力」となってしまいます。少数意見を尊重したうえで話し合いをすすめ、意見をとりまとめていく必要があります。また、少数派になった人々も、最終的に採決された結果は尊重していかなければなりません。

## 考えてみよう [6ページ]

## 基本

1

日本国および日本国民統合の象徴であると定められている。

## 解説

大日本帝国憲法のもとでは主権者であった天皇は、日本国憲法のもとでは、国の政治に関する一切の権力をもたないことになりました。天皇は、儀礼や儀式など憲法が定める国事行為のみを行います。その国事行為に助言と承認をあたえるのは内閣の役目です。

2

国が戦争をすることや武力を使うことを放棄している。そのために、戦力をもつことを禁止し、国の交戦権も否認している。

## 解説

憲法の第9条には、戦争放棄がはっきりと定められています。また、陸軍・海軍・空軍などの戦力をもつことも禁じられています。さらに、外国

と戦う権利である交戦権も否認しており、徹底した平和主義をとっています。この平和主義のもと、戦前にあった徴兵制が廃止されました。

3

優すことのできない永久の権利であると定められている。

解説

人権とは、すべての人が人間として当然もつ権利で、人間らしく生きるためのものです。性別や人種などによって差別されず、自由にものごとを考え、発表し、行動できなければ、人間らしい生活を営むことはできません。日本国憲法には、基本的な人権は公共の福祉に反しない限り、最大限に尊重されると定められています。

4

すべての国民がもつ、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利。

解説

資本主義が発達すると、貧富の差が拡大し、個人の方では克服できない社会問題となりました。このため、社会的に弱い立場の者も人間らしい生活ができるように、国に対してその保障を求める権利が主張されるようになりました。この権利を社会権といいます。社会権には、生存権・教育を受ける権利・勤労権・労働三権などがあります。このうち生存権は社会権の中心となり、日本国憲法では第25条に規定されています。

発展

1

国民が主権者として正しい判断をするためには、正しい情報が国民に伝わっていなければならないから。

解説

知る権利とは、国や地方公共団体（都道府県・市町村）などがもっている情報を公開するように求める権利のことです。国などがどのような政治を行っているのかわからなければ、主権者である国民は、選挙で投票するときに判断ができません。日本では、都道府県や市町村が、条例によっ

て国よりも早く情報公開の制度を設けました。国も、2001年に施行された情報公開法によって、一定の手続きをとれば、国の機関に書類などの公開を請求できるようになりました。役所の判断で非公開とされた場合は、裁判で争うこともできるようになりました。

2

政府の意見 憲法第9条では、攻撃されたときに国を守る自衛権を放棄しているわけではないので、自衛隊の力は戦力にあたり、憲法違反ではない。さらに、国際協力をすすめていく上で、自衛隊の活動は欠かすことはできない。

反対意見 自衛隊は戦力にあたり、憲法第9条に違反する。自衛隊の海外派遣には、アジア諸国から日本の軍国主義復活を心配する声がある。

解説

自衛隊法によれば、自衛隊のおもな任務は、日本の平和と独立を守り、国の安全を保つために、他国の侵略に対して防衛することです。自衛隊の最高指揮官は、自衛隊を民主的に統制するため、内閣総理大臣にあります。政府の主張に対して、自衛隊の縮小を唱える意見もあります。

3

話し合いによる解決をめざす。それでも解決できない場合は、裁判に訴えることができる。

解説

権利をめぐる争いが起こり、話し合いによって解決できない場合には、少数の人も、立場の弱い人も、平等に人権を守ることができるように、裁判を請求する権利が認められています。日本国憲法には、権利を公共の福祉のために利用する責任が定められています。自らの権利の行使が、ほかの人の権利を不当に侵す場合や、社会全体の利益を損なう場合には、権利が制限されることがあります。